

閲覧用

令和6年 第1回
神埼市農業委員会 定例総会議事録

令和6年1月5日
神埼市農業委員会

令和6年1月 第1回 神崎市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年1月5日（金）午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 3階大会議室

3 出欠者の状況

出席委員 12名

欠席委員 1名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	出
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	欠
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	出
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

6番 貞島清秀委員 7番 重松秀明委員

日程第2 会議書記の指名

事務局 事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づく
神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定に基づく
神崎市農用地利用集積計画 利用権設定関係について 6件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、新年おめでとうございます。

本日も委員の皆様には年始のお忙しい中にご出席いただき、大変ありがとうございます。

本会におきましては、感染症等拡大防止に心掛け、円滑な議事の進行などご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和6年 第1回神崎市農業委員会定例総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、新しい年、おめでとうございます。

年頭から災害、避難、大きな火災などが起こり、波乱の年になるのではないかと心配になりますけど、辰年は飛躍の年とも言われているので、このような災禍を乗り越えてもっともっと飛躍するように祈念しながら、皆様と共に農業委員会活動を頑張らせていただきたいと思います。

只今から令和6年 第1回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

ありがとうございました。本日の出席委員は12名です。

4番 宮地委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、6番 貞島委員と7番 重松委員を指名します。
よろしくをお願いします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第4号までの、4議案の12件です。
ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくをお願いします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 申請番号1番の申請者の着席を確認する)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番〇〇の外2筆の田3筆 1
1, 412㎡であります。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は賃借権の設定で、農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね500m以内であることから第2種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の農地に立地することが困難な場合には許可し得る。に該当すると判断します。

位置図などにつきましては、3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については予算書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員のご意見ををお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、12月22日に地区担当推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

委 員

申請地が1筆だけ離れているけど、隣接農地では出来なかったからですか。〇〇するなら周りの了解は得られているでしょうが、ダンプなどが農道を通るのでその影響なども理解を得ているのでしょうか

(議長 申請者を指名)

申請者

その農地が耕作放棄状態で、地区も周囲の農業者もどんな形でも現地が管理されるならいいと、復旧も確約していますのでご同意いただきました。農道等でもし破損等事案が発生しましたら適切に修繕等対処することでご了解いただいております。

委 員

〇〇後は田に復旧するんですね。立地が駅北で近郊が住宅地であり

病院も移転してきたし、ひょっとしたら公共事業や転用事業につながるのかもと思っていました。

申請者

〇〇終了時には許可基準のとおり農地復旧いたします。

議 長

一時転用は農地復旧が原則ですので。ここはまだ農振地ですしね。他にありませんか。

(他に質疑等無し)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退出してください。お疲れさまでした。

(議案第1号 申請番号1番の申請者の退席を確認する)
(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号2番は申請者の出席を求めず)
(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番〇〇の田1筆643㎡であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、市役所から概ね500m以内であることから第2種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の農地に立地することが困難な場合には許可し得る。に該当すると判断します。

位置図などにつきましては、5 ページと 6 ページに添付しております。
その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号 2 番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第 1 号議案の申請番号 1 番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、12月26日に地区担当推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 1 号、申請番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 1 号 申請番号 3 番は申請者の出席を求めず)

(議案第 1 号 農地法第 5 条関係)

議 長

議案書の 2 ページをお願いします。

申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 1 号、申請番号 3 番を議案書により説明】

申請番号 3 番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番〇〇の田 1 筆 9 5 8 m²及び一体利用となる宅地等 1, 3 1 9. 0 4 m²の計 2, 2 7 7. 0 4 m²であります。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外につきましては令和 5 年 1 2 月に決定済であり、農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね 5 0 0 m 以内であることから第 2 種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、周辺の他の農地に立地することが困難な場合には許可し得る。に該当すると判断します。

位置図などにつきましては、7 ページと 8 ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号 3 番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第 1 号議案の申請番号 1 番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、1 2 月 2 2 日に地区担当推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第 1 号、申請番号 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号4番は申請者の出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号4番を議案書により説明】

申請番号4番、申請地の所在は神埼町城原 字〇〇 〇〇番〇〇の田1筆 1, 781㎡であります。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は賃借権の設定で、農振除外につきましては令和5年10月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断します。

また、転用許可基準につきましては、農業用施設に該当すると判断します。

位置図などにつきましては、9ページと10ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図などがあり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号4番について、地区担当委員のご意見をお願いします。

委 員【地区担当委員の意見】

第1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、12月20日に地区担当推進委員、申請者、事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で周囲の営農に支障が無いように計画されており、地区の同意もありますので問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

事務局

補足いたしますが、この申請はすぐそばに用悪水路があり、それが下流

の農用地等と繋がっておりますので、敷地内排水に気遣っていただくよう指示させていただいております。

農振除外申請時も現地確認において敷地内からの雨水等の排水、特に〇〇からの排水について調整池などを設けて直接排水されないような施設を設けるよう申請者に直接申し伝えており、今回計画していただいております。

議 長

それでは、これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委 員

繰り返しになりますが、この転用事業は、土地活用や営農条件の向上ではとてもいいことだと思っておりますが、やはり敷地内からの排水について十分考慮されるように願いたいと思います。

こういった事が原因でトラブルになったケースも知っていますし、近くに工場やら施設があるので対策されるとは思いますが、周囲と十分コミュニケーションを取ってもらいたいです。

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、申請番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の11ページをお願いします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、議案書を基に説明】

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

1 番につきましては、地区の農業者が畑作のため自宅に隣接した農地を譲り受けるものであります。

位置図を 1 2 ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第 3 条の各号にある許可基準を満たしております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第 2 号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり許可します。

(議案第 3 号 基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の 1 3 ページをお願いします。

議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法 第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 3 号、議案書を基に説明】

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正法に基づく神崎市農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

これは、佐賀県の農地中間管理機構である佐賀県農業公社の受託事業で、農地の譲り渡し人の申出により、農地のあっせん売買を委ねられた農振・農用地区域内の農地について、地区担当委員などによる調整活動

を経て、地域の担い手農業者などへ農地を集積・集約する目的で行うものであります。

議案書の左から、申請農地の所在、地番、地目、面積、10a当たりの価格、譲り渡し人、譲り受け人、利用目的、売買価格、そして移転や引渡の時期となっております。

今回1件の申請につきましては、申出があった農地について、同地区内の農事組合法人の中心構成員にあっせん調整が成立したもので、今回は譲り渡し人より佐賀県農業公社が農地を一時買入れるものであります。

位置図は14ページに添付しております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ここで委員より申請農地の位置の確認で質問あり。事務局より口頭説明し、他の委員の助言もあり理解していただく。)

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 基盤強化促進法 農用地利用集積計画 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第4号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

(総括表の説明)

議 長

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規2件、内訳は、田13筆の 20, 596㎡と畑2筆の 3, 110㎡ 計15筆の 23, 706㎡

千代田町、新規1件、内訳は、田1筆の 1, 845㎡

脊振町、再設定3件 内訳は、田4筆の 1, 813㎡

神埼市の合計は6件 内訳は、田18筆の 24, 254㎡と畑2筆の 3, 110㎡ 合計20筆の 27, 364㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

(農用地利用集積計画の審議)

議長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規の申し出について説明いたします。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、設定する利用権の種類、貸付人、借受人、そして利用目的、借賃料、設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、田13筆の 20, 596㎡と畑2筆の 3, 110㎡ 計15筆の 23, 706㎡であります。説明は以上です。

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

委員

わかったらなのですが、同じ申出の中で地番によっては賃料が違うのは何だかわかりますか。田と畑での違いは理解できます。

(他の委員が対応)

委 員

その地区は農業者が2戸しかいなくて、その方の農地も元は〇〇が作っていたけど返還されて、誰も引き受けないから彼が全部引き受けているようですね。

賃料は、圃場が広い狭いか、整備されているかないかで差がつくのはあなたもご理解してくださるでしょう。他には彼は露地野菜を作付けするから、水稻か野菜かでも違うんでしょうね。

この方の旦那さんが亡くなられて、彼の他に受ける農家が無くてね。でもどの地区も同じような状態になりつつありますよね。 以上です。

委 員

すいません。 ちょっと確認したかったので。 今のご説明ありがとうございます。

議 長

農家の減少は非常に問題ですよ。他にありませんか。

(他に質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

議 長

次に、議案書3ページの農用地利用集積計画、千代田町新規の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、千代田町新規の申し出について説明いたします。

設定する内容は、田1筆の 1, 845 m²であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

(農用地利用集積計画の審議)

次に、議案書4ページの、農用地利用集積計画、脊振町再設定の申出について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書3ページの、脊振町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、内訳は、田4筆の 1, 813 m²であります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑等無し)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町再設定の申出について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本件は、原案のとおり決定します。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和6年 第1回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

10時15分 閉 会